



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会社名 タカラバイオ株式会社
 (コード番号 4974 東証マザーズ)
 本社所在地 滋賀県大津市瀬田三丁目 4 番 1 号
 代表者 代表取締役社長 仲尾 功 一
 問合せ先 代表取締役副社長 木村 睦
 TEL (077) 543-7212
 URL <http://www.takara-bio.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会決議により、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 19 条(任期)について、所要の変更を行うものであります。ただし、平成 24 年 6 月 22 日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。
- (2) 経営基盤の一層の強化と充実をはかるため、現行定款第 20 条(代表取締役および役付取締役)について、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、<u>取締役副社長 1 名</u>、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定め</u>ることができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>附則 第 1 条 <u>第 19 条の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 22 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。</u></p> <p><u>2 本条は、前項に該当する取締役の全員の任期が満了した時をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 25 年 6 月 21 日
 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 21 日

以 上